

平成 23 事務年度監督方針のポイント

監督方針とは

金融庁においては、毎年、事務年度（7月1日から翌年の6月30日まで）当初に、監督に当たっての重点事項を明確化するため、金融機関向けに監督方針を策定し、公表している。

23事務年度監督方針の主な内容

東日本大震災の発生等を受けて、本事務年度は、金融仲介機能の真価が問われる一年との認識の下、「円滑な金融仲介機能」に係る記述を充実したほか、システムの自主点検や業務継続体制の再検証についても強調。また、金融機関は公共性が高く信頼のある機関として、金融商品の提供等に当たっては、顧客保護に配慮し、その期待に応えていく必要がある旨を強調。一方、リスク管理については、収益力強化の取組みが見られる中、東日本大震災の影響や海外経済・金融の動向、市場リスク・流動性リスク等の各種リスクに注視していく旨を強調。

【新たに追加した主な事項】

① 円滑な金融仲介機能の発揮

○ 東日本大震災に対する金融面からの対応

→ 東日本大震災の影響を受けた中小企業等の借入金の貸付条件の変更等への対応状況の確認、二重債務問題への対応状況の注視等

→ 震災後の復旧・復興に向けた資金需要への対応状況の確認

② リスク管理と金融システムの安定

○ マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

→ 新興市場や欧米の財政状況による影響、東日本大震災の影響、市場リスク等を注視
※ 地域金融機関等については、金融機能強化法の活用の積極的な検討を促進。

○ 収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実

→ グループ全体でのリスク・ガバナンスの強化 等

③ 顧客保護と利用者利便の向上

○ 顧客保護等に係る考え方

→ 公共性の高い金融機関として、経営陣の主導性発揮の下、商品開発時等から顧客保護に配慮することの重要性

→ 経営方針の策定状況、社内の動機付け、営業現場の状況を内部でチェックする態勢にも注視

○ 業務の継続性の確保

→ 経営陣の積極的なリーダーシップの下でのシステムの自主点検等

→ 業務継続体制の検証状況の確認

【引き続き取り組む主な事項】

① 監督行政の取組姿勢等

→ ベター・レギュレーション
→ オンサイト・オフサイト一体的なモニタリングの推進

② 円滑な金融仲介機能の発揮

→ 円滑化法への対応、積極的なコンサル機能の発揮
→ 消費者金融への積極的な参加

③ 顧客保護と利用者利便の向上

→ 顧客情報管理の徹底
→ 相談・苦情処理態勢の充実（ADR等）

→ 金融機能の不正利用の防止 等